

精華町国民健康保険病院設置及び管理に関する条例

平成17年条例

第32号

(設置)

第1条 住民の健康保持、増進及び治療を行い、予防医学の徹底を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の規定に基づき、本町に精華町国民健康保険病院（以下「病院」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 精華町国民健康保険病院

位置 精華町大字祝園小字砂子田7番地

2 前項の規定による名称のほか、町長が必要と認めたときは、別の呼称を合わせて用いることができる。

(診療科目及び病床数)

第3条 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

(1) 診療科目 別に規則で定める科目

(2) 病床数 一般病床50床

(指定管理者による管理)

第4条 病院の管理（以下単に「管理」という。）は、法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる管理に関する業務を行うものとする。

(1) 診療等に関すること。

(2) 第9条に定める利用料金及び手数料の徴収に関すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（指定を受けた日が4月1日である場合は当該日）から起算して5年の間とする。

（選定方法等）

第7条 町長は、精華町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第26号）第3条に定める申請書（以下「申請書」という。）の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、病院の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 申請書における事業計画の内容が、町の医療、保健、福祉を結ぶ中心的な機関として、良質な医療の提供が図られるものであること。
- (2) 申請書における事業計画の内容が、病院の利用を促進し、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 申請書における事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院の設置の目的を達成することができるものであること。

（管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 住民の平等利用を確保すること。
- (2) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 個人情報取扱いに十分に留意し、適切な管理を講ずること。
- (5) 業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。
- (6) 管理に伴い作成し、又は受領する書類等の公開に努めること。
- (7) 休診日及び診療時間は、規則で定める日及び時間とすること。

（利用料金及び手数料）

第9条 管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、法第244条の2第9項の規定に基づき、精華町国民健康保険病院利用料金及び手数料に関する条例（平成17年条例第3

3号。以下「利用料金等に関する条例」という。)に定める額の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定めた額とする。

2 診断書、証明書等の交付に要する手数料の額は、利用料金等に関する条例に定める額とする。

(利用料金の収入)

第10条 前条の規定による利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(手数料の納付)

第11条 第9条に定める診断書、証明書等の交付に要する手数料は、町長に納付しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。